

令和3年度 清須市地域防災計画の修正について

1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 地域防災計画修正の根拠

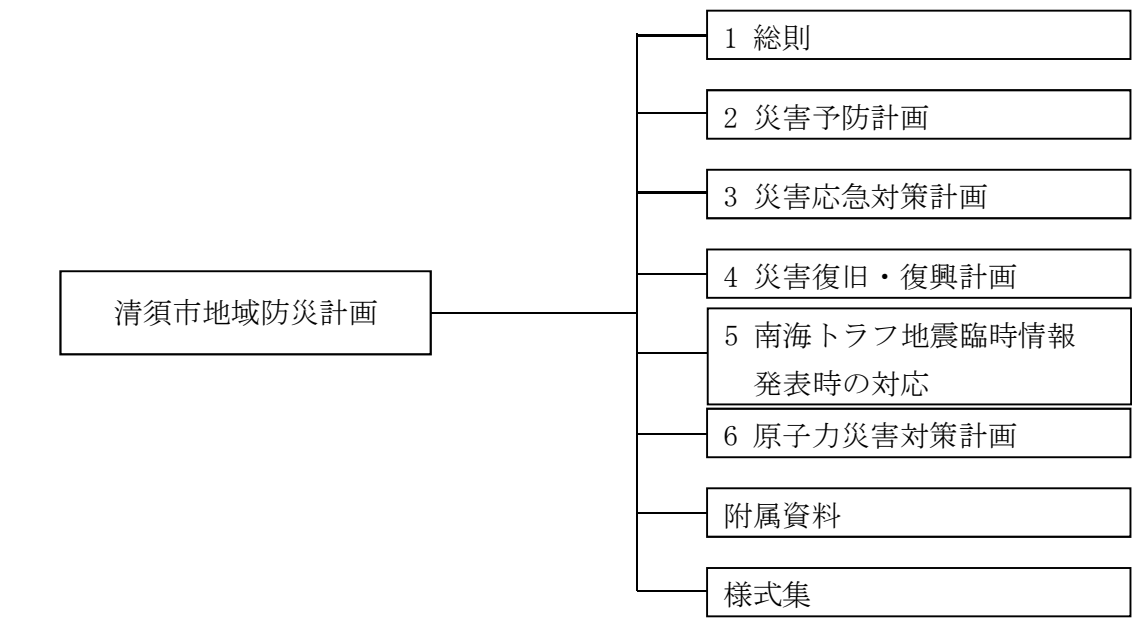
- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、令和2年7月豪雨において、全国各地で記録的な大雨となり、九州南部、九州北部、東海及び東北の多くの地点で24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えました。球磨川や筑後川などの大河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等により、死者82名、行方不明者4名など、極めて甚大な被害が広範囲で発生しました。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなりました。さらに、令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の観点を取り入れた防災対策の推進が求められることとなりました。
⇒ 近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。
- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。愛知県においては令和3年7月に愛知県地域防災計画の修正がなされました。
⇒ そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に必要な修正を行います。

4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、防災関係機関等が対応をとれる体制を確保するための計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

令和３年度 清須市地域防災計画の修正について

5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。

I 災害対策基本法の改正

◆避難勧告及び避難指示の一本化等

⇒避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方の包括的な見直しや、１～５の警戒レベルに対応した「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」について、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○総則 第２章 防災ビジョン ７頁（ほか多数）

◆広域避難に関する事項

⇒広域避難に係る愛知県及び市町村間で協議することの記載を追加した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害応急対策計画 第１編第２章 避難行動 １４５頁

◆個別避難計画の作成

⇒避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、作成を努力義務化することの記載を追加した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害予防計画 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ８４頁

II 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

◆避難所における感染症対策

⇒避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等について記載を追加した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害予防計画 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ８３頁

◆避難所開設・運営訓練の実施

⇒感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施について、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害予防計画 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ８３頁

◆パーティション等の備蓄の促進

⇒マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進について、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害予防計画 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ８３頁

◆コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

⇒平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認や、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供について、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害応急対策計画 第１編第６章 医療救護・防疫・保健衛生対策 １９８頁

○災害応急対策計画 第２編第７章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ３９２頁

◆派遣・応援員等の感染症対策

⇒派遣職員の健康管理、マスク着用等の徹底や、応援職員等の執務スペースの適切な空間確保について、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料２を参照

○災害予防計画 第１０章 広域応援・受援体制の整備 ９０頁

○災害応急対策計画 第１編第１章 活動態勢（組織の動員配備） １３０頁

○災害応急対策計画 第２編第１章 活動態勢（組織の動員配備） ３２３頁

令和３年度 清須市地域防災計画の修正について

Ⅲ その他最近の国の施策等を踏まえた修正

◆災害対応業務のデジタル化の推進

⇒大規模広域災害への即応力を強化するため、災害対応業務のデジタル化の促進について、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料 2 を参照

○総則 第２章 防災ビジョン ６頁

◆福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

⇒福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整し、要配慮者が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めることについて、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料 2 を参照

○災害応急対策計画 第１編第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ２１９頁

○災害応急対策計画 第２編第１０章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ４１２頁

◆あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

⇒気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進することについて、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料 2 を参照

○災害予防計画 第２章 水害予防対策 ３９頁

◆正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

⇒正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等の理解を促進することについて、記載を追記した。

＜主な修正箇所＞※頁は資料 2 を参照

○災害予防計画 第１６章 防災訓練及び防災意識の向上 ９９頁